

令和5年12月期の期末・勤勉手当を国家公務員に支給

国家公務員に12月8日（金）、冬のボーナス（令和5年12月期の期末・勤勉手当）が支給されます。一般職国家公務員（管理職を除く行政職職員）の平均支給額（成績標準者）は、約674,300円です。

平均支給額（＝支給月数 × 平均給与額） 約674,300円

支給月数	2.26月	(昨年2.21月) (注)
平均給与額 (俸給+扶養手当+地域手当等)	約298,400円	(昨年約295,100円)

平均年齢 33.4歳 (昨年33.8歳)

平均給与額及び平均年齢は、最新のデータ(令和5年国家公務員給与等実態調査(人事院)及びこれを基に算出した期末・勤勉手当の基礎額)によるものです。

昨年同期の期末・勤勉手当の平均支給額は、約652,100円であり、本年は約22,200円（約3.4%）増加しています。これは、

- ① 本年の人事院勧告に基づく給与法改正等により、期末・勤勉手当の支給月数を0.1月引き上げたこと
- ② 本年の人事院勧告に基づく給与法改正により俸給が増額したこと等により、平均給与額が増加したこと

によるものです。

(注)

昨年12月期の期末・勤勉手当の支給月数との比較では0.05月分の増加（昨年12月期2.21月→本年12月期2.26月）となります。

これは、

- ① 昨年の給与法改正等において、年間0.1月分の支給月数の引上げを12月期において行った上で、本年においては、年間の支給月数の引上げを半期ごとにそれぞれ0.05月分ずつ引き上げることとしたことにより、昨年12月期と比較して本年12月期の支給月数が0.05月分減少（2.21月→2.16月）した一方で、
 - ② 本年の人事院勧告に基づく給与法改正等により12月期の支給月数が0.1月分増加（2.16月→2.26月）したこと
- によるものです。

(参考) 主な特別職の令和5年12月期の期末手当の支給額の試算例

	支給額	(返納後の額 (注))
内閣総理大臣	約596万円	(約392万円)
国務大臣	約435万円	(約328万円)
(一般職) (事務次官)	約336万円	
(局長クラス)	約256万円	
最高裁長官	約596万円	
衆・参両院議長	約551万円	
国会議員	約328万円	

※ 内閣総理大臣、国務大臣、最高裁長官、衆・参両院議長及び国会議員については、勤勉手当は支給されず、期末手当(支給月数1.75月)のみ支給されます(一般職である事務次官及び局長クラスについては、期末手当と勤勉手当が支給されます。勤勉手当は成績標準者として試算していません)。

※ 上記の支給額は、令和5年6月2日以降継続して在職したものとして試算したものです。

(注) 内閣総理大臣及び国務大臣については、令和5年9月13日の閣僚懇談会における、「閣僚の給与の一部返納については、内閣として行財政改革を引き続き着実に推進する観点から、新内閣においても、内閣総理大臣にあつては月額給与及び期末手当の30パーセント、国務大臣にあつては同20パーセントに相当する額を国庫に返納することとする。」との申合せに加え、令和5年11月24日の閣僚懇談会において、「第212回国会において、「特別職の職員の給与に関する法律及び二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律」が成立したことを受け、現下の諸情勢に鑑み、(略)同法による令和5年4月1日以降の給与の増額分に相当する額を国庫に返納することとする。」との申合せがなされており、支給額からこれらの申合せによる自主返納額を減じた試算額です。

(連絡先)

内閣人事局(給与担当)

一般職担当:野原、田代、勝岡

特別職担当:桑原、合田、笠井

電話:(直通)03-6257-3759